

「企業魅力発掘学生レポーター事業」業務委託企画提案競技実施要領

令和8年度に宮崎県(以下「県」という。)が実施する「企業魅力発掘学生レポーター事業」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を行う。

1 事業の目的

大学生等の県内就職・定着を促進するため、学生自らの取材活動と情報発信を通じて、宮崎で働くことの具体的な魅力を、学生から重要視される「同世代からの情報」として伝えることにより、学生が県内企業への理解を深め、将来のキャリアパスを考えるきっかけとし、地域を支える人材の確保を目指す。

あわせて、学生目線のリアルな情報をSNSや動画、テレビCM等で広く発信することで、まだ就職を意識していない低学年層を含む幅広い層に対し、県内企業を知る「最初の接点」を創出することを目的とする。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により3(1)に掲げる業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名 企業魅力発掘学生レポーター事業 (以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別添「令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

この契約の締結の日から令和9年3月26日まで

(4) 契約上限額

9,156,554円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は、精算払とする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。

※ この企画提案競技は内閣府から県への地域未来交付金の交付決定(国の令和8年度一般会計予算成立後)を条件とする。

4 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置

を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は、代表者及び役員が同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

5 企画提案競技の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公告 | 令和 8 年 4 月 14 日（火） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時 |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 5 月 8 日（金）正午 |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和 8 年 5 月 13 日（水） |
| (6) 審査結果通知 | 令和 8 年 5 月 20 日（水）まで |

7 参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 16 の場所
- (2) 提出期限 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 誓約書（様式第 2 号）
 - ウ 代理人を選定した場合にあっては、委任状（様式第 3 号）
- (5) その他
 - ア 電子メールの場合は、件名を「企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託企画提案競技への参加申込」とすること。また、電子メールで上記(4)イ及びウの書類を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - イ 参加申込みをした者に対しては、雇用労働政策課から書類を受け付けた旨の連絡を行うが、申込みの日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合には当課に問い合わせること。なお、提出期限日に電子メールで参加申込書を提出した者は、当日中に雇用労働政策課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。

ウ 参加申込書の提出後に企画提案競技を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式第4号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、本業務に係る企画提案競技の参加辞退は、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

エ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合、辞退届が提出されたものとみなす。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第5号）を次の方法により提出すること。

(ア) 電子メール（アドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。

(イ) 件名は「企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託企画提案競技への質問」とすること。

イ 受付期限

令和8年4月24日（金）午後5時

(2) 回答

質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。

なお、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（その際、質問者名は公表しない。）

9 企画提案書及び見積書等の作成及び提出

(1) 企画提案書（正本1部、副本（コピー）4部）

ア 審査基準表の各項目順に従って提案内容を分かりやすく記載して提出すること。

イ 日本工業規格A列4番の用紙で作成し、15ページ程度にまとめることとし、記載する文字のポイント数は11ポイント以上を目安とする。

また、必要であれば、日本工業規格A列3番の用紙を折り畳んで使用することができる。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容（範囲）、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載すること。

オ 日本語で表記し、専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

カ 企画提案書には通し番号を振り、目次を付けること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書（正本1部、副本（コピー）4部）

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

なお、積算内容については、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込むこととし、数量、単価等の積算根拠も明確に記載すること。また、次の内容は記載を必須とする。

- ・ 人件費（給与及び社会保険料等）
 - ・ 活動事務費（資料作成費、広報費、旅費、消耗品購入費等）
 - ・ 広告費（SNS広告費、テレビCM費等）
 - ・ 使用料賃借料（会場借上費、備品借上費、機材リース料等）
- イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ウ 宛名は宮崎県知事とすること。
- エ 見積書の押印を省略する場合は担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を記載すること。
- (3) 納税証明書（1部）
- 4(5)に係る納税証明書（宮崎県に対する県税に未納がないことの証明）
原則として、参加申込みを行った日から3か月以内のもの。写しでも可。
ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。
- (4) 特別徴収実施確認・開始誓約書（1部）
- 4(7)に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）
ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。
- (5) 提案者の会社概要等がわかる資料（A4紙1～2枚程度）（5部）
- (6) 提案者の直近2期分の決算報告書（5部）
- (7) 提出期限及び提出方法
- 令和8年5月8日（金）正午
- ※ 16の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）
- ※ 企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできない。

10 審査

審査は別途定める要領に従って行うものとし、その方法は原則として面接審査とし、詳細は以下のとおりとする。

ただし、参加者が多数である場合等、予備審査（書類審査）を行う場合がある。

- (1) 方法
- オンラインシステムによる審査又は来庁しての審査とする。
（参加申込書に希望する面接審査方法を記載すること。）
- (2) 内容
- 企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。
- (3) 場所
- 宮崎県庁附属棟3階305又はオンライン
- (4) 審査日
- 令和8年5月13日（水）
- (5) 時間
- 説明時間は20分以内とする。質疑は10分以内を目安とする。
- (6) 説明者
- 面接審査に対応可能な者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助す

る者を2名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とすること。

(7) 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

(8) その他

ア 面接審査の時間帯については、企画提案書提出期限翌日までに連絡する予定。

イ オンラインシステムによる面接審査を希望する場合、参加申込書提出後、できるだけ早期に接続テストを1回ないし2回実施する。(接続テストは必須とする。)

利用するソフトウェアについては、提案者が準備をすることとし、「Zoom」又は「Microsoft Teams」を想定しているが相談可とする。

ウ オンラインシステムによる面接審査の方法は、原則、企画提案書を画面共有し、説明箇所を表示しながら説明を行うこと。

エ 面接審査当日に技術的理由等によりオンラインシステムによる面接審査が実施できなかった場合は、書面審査を実施するが、事情等を考慮し、県が面接審査の予備日を指定する場合がある。

オ 来庁しての面接審査の場合、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類については企画提案競技参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線(LGWAN回線を含む。)及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

11 契約

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき随意契約を行う。

(2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成する。

(3) 業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがある。

(4) 9(3)及び(4)の書類について、審査結果通知後に提出を希望する場合であって、県が指定する日までにこれらの書類を提出できない場合には、県は次点の提案者と契約に向けて協議を行い、第1項に準じて契約を行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は4の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自ら提案をするとともに、他人の代理人として提案した者

- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

14 重要事項

この企画提案競技は内閣府から県への地域未来交付金の交付決定（国の令和8年度一般会計予算成立後）を条件とする。また、この事業の受託候補者となった者は、発注者の指示により内閣府から県への地域未来交付金の交付決定日以降で契約を結ばなければならない。

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める場合がある。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。

16 事務を担当する部局

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当（担当 吉村）
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7105 ファクシミリ：0985-32-3887
電子メール：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp